

事務所ニュース

労働保険事務組合会

第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

「慣れ合い」の職場風土に活!!

新メンバー加入で気分刷新を

埼玉県内の荒川流域に、ゴマファザラシが出没し、住民の注目を集めています。多摩川などの例に倣い、

市長は早速、住民票の交付を決めたそうです。もっとも、本人がこの地に身を落ち着ける気があるかどうか、保障の限りではありませんが。

一連の騒ぎをバカバカしいと見る向きもありますが、あまり目くじらを立てる必要もないでしょ

う。

ニュースばかりでなく、和やかな光

景も放映された方が、精神衛生上好

ましいといえます。

地域の住民が喜んでいるのは、倦怠気味の毎日に、心地よい変化がもたらされたからでしょう。これを機

に会に地域の活性化が図られれば、それに越したことはありません。

「新しい仲間」の参加は、集団の活力を高めます。部分的には葛藤も生じますが、それが改革の起爆剤にもなります。企業組織も、年1回の新卒採用をはじめとして、新陳代謝を繰り返しています。しかし、景気の不透明度が高まるなか、新卒者の就職率は低迷を続けています。

国会では労働者派遣法が「店晒し

の状態となっていますが、「本当に働く人のためになる」法律を作るた

め、建設的な議論を戦わせていただ

きたいと願うばかりです。

数年前、有能な女性派遣社員を主人公としたドラマが評判を呼びました。当時は、ちょうど世間全般に派遣社員は「ワーキングプア階層」という評価が広まりつつあった時期です。その派遣社員が周囲の意識を変えていくという発想の逆転が、高視聴率を生んだのではないでしょうか。

正社員採用が難しくなるなか、非

正規社員等の形で外部から新しい血

を入れるのも、一つの選択肢として

考えられます。

2011

12

職務変更なしの減給

知つて得する



賃金実務

賃金管理で最難問は、「仕事の内容はそのまままで、賃金を下げる」ことです。大きく分けると、懲戒的に実施する短期的な引下げと、プロ・ワーク（成績不良者）に対する長期的な引下げの2種類があります。事業主が「下げて当然」と考えるケースでも、一筋縄でいかないのが現実です。

事業主の立場からいえば、降給するには降給するだけの理由があります。たとえば、仕事上のミスで取引先や同僚に多大な迷惑をかけたケースを考えてみましょう。

懲戒処分を科すと同時に、賃金の大額な引下げ（期間を限ること）を実施し、今後の戒めとしたいところです。しかし、労基法では、減給は「1事案につき平均賃金の半額まで」という制限を設けています（第91条）。

そこで、「懲戒ではなく、本人の勤務成績不良を理由として賃金を引き下げるのではないか」という想が出てきます。解説例規では、

減給制裁の制限ある

法第91条の適用がある」と述べています。逆にいえば、仕事のレベルを格下げし、それに連動する形で賃下げすることは構わないという結論になります。

次に、年功昇給で賃金が上昇した従業員が、その後、モラールが想が出てきます。解説例規では、

しかし、賃金に見合う成績を維持できなくなつたとします。理屈からいえば、成績査定を実施して、徐々に成績とバランスする水準まで賃金を下方修正すれば、問題が解決されます。

しかし、資格等級制を探る場合、資格ごとに賃金の上・下限が設定されているケースが少なくありません。同一等級内で賃金を下げる余地はそれほど大きくなのが実情です。事業主が納得するだけ賃金を下げようとする、降格（資格の低下）には厳しい

東京地決平8・12・11）は、職務変更を伴わない格下げには厳しい態度を探っています。

まず、原則論として、「降格を実施するには、就業規則等において、降格・減給の可能性が予定され、使用者にその権限が根拠づけられていることが必要」と述べたうえで、新たに降格制度等を導入するに際しては「高度の必要性および合理性が求められる」と判示しています。

アーケード証券事件は、成績の下がった営業社員の賃金を月当たり30万円引き下げた例ですが、裁判所は、等級が定まるので、仕事内容・役割の低下を伴わない降格（降級）はあり得ません。